最終更新日：2021年6月21日

株式会社アイチコーポレーション
取締役社長 山岸　俊哉
問合せ先：経理部　ＴＥＬ：(０４８) ７８１－１１１１
証券コード：6345
https://www.aichi-corp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

1) 基本的な考え方

当社は、誠実に社会的責任を果たすことで、社会から広く信頼を得て、長期安定的に企業価値を向上させることを経営の最重要課題としております。事業活動を通じて豊かな社会づくりに貢献することを基本に、株主やお客様、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーとの良好な関係を築くことが重要と考えております。
こうした考えのもと、経営の効率性と公正性・透明性を維持・向上するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築するとともに、経営の監督機能強化や情報の適時開示などに取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

2) 基本方針

(1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
(2)株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
(3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
(4)透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
(5)株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４．政策保有株式】

１．政策保有に関する方針

事業の拡大、持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。
企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、保有の必要性を判断していく方針です。

２．政策保有株式に係る検証の内容

毎年４月の取締役会で、個別の政策保有株式について、保有のねらいおよび個別銘柄の期末日時点での株式の含み益等投資回収額等の収益が資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しております。

３．議決権の行使

投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレート・ガバナンスおよび社会的責任の観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断します。

【原則１－７．関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役会に上程し、決議しております。
また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しております。
なお、取引条件等につきましては、第三者の取引と同様に決定しております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の積立金運用については、社外の資産管理運用機関に委託するとともに、議決権行使等も同機関に一任することにより企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしております。また、当該機関からの「モニタリングレポート」等により資産概況や運用状況などの健全性、適正性などを検証、分析するほか、所管の人事担当部署が必要に応じて関係部署と連携して適宜モニタリングを行うようにしております。当該担当部署の責任者および担当者には教育や研修、セミナーに出席させるなど、知識の習得と所管業務のレベルアップを図っております。なお、上記の資産運用機関は、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明しています。

【原則３－１．情報開示の充実】

１．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

「作業環境創造企業」の実現を事業目標とし、中長期的にめざす姿および中期経営計画を策定しております。
これらは、当社ホームページ（URL：https://www.aichi-corp.co.jp/）に記載しております。

２．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「１．基本的な考え方」に記載のとおりです。

3．経営陣幹部･取締役の報酬決定

1）方針

月額報酬および賞与等により構成されております。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております。
特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しております。

2）手続

方針に基づき社外取締役を主要な構成員とする、取締役会の任意の諮問機関である指名･報酬諮問委員会において、意見の交換および内容の確認を行ったうえで、取締役会に上程し、決議しています。

4．経営陣幹部選解任、取締役候補指名

1）方針

経営陣幹部選解任、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監督および会社の各機能をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。
また、監査等委員である取締役候補指名におきましては、財務･会計･法務に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。

2）手続

経営陣幹部選解任、取締役候補指名におきましては、方針に基づき社外取締役を主要な構成員とする、取締役会の任意の諮問機関である指名･報酬諮問委員会において、意見の交換および内容の確認を行ったうえで、取締役会に上程し、決議しています。

5．個々の選解任･指名についての説明

取締役の各候補者および経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。

【原則４－１．取締役会の役割･責務(1)】

補充原則４－１(1)

取締役会規則および職務権限明細表を制定し、取締役会として何を判断･決定するのか明確化するとともに、その他につきましては、経営陣へ委任しております。経営陣は、取引･業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しております。
上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員に指定しております。

【原則４－１１．取締役会･監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

補充原則４－１１(1)

取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監督および会社の各機能をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しております。

補充原則４－１１(2)

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

補充原則４－１１(3)

当社の取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されております。

1）取締役会規則および職務権限明細表に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時･適切に審議しております。
2）取締役会の審議に先立ち、事業執行会議にて、問題点･課題、リスクおよびその対策を明確にさせ、議論の実効性を高めております。
3）取締役会で円滑かつ活発な議論を行い、十分な検討を行うため、取締役会資料を事前に配付し、特に社外取締役には、内容を理解し易いように努めております。
4）経営状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理および業務執行を監督しております。
5）重要案件を的確に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜取締役会規則および職務権限明細表を見直しております。

【原則４－１４．取締役のトレーニング】

補充原則４－１４(2)

取締役には、求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役には、当社の事業･財務･組織等を熟知した人物を選任しております。
取締役につきましては、会社法および時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を定期的に実施し、また社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備･取り組みに関する方針

1）株主との対話は、企画･管理部門統括取締役が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけております。
2）対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成･審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っております。
3）個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や工場見学会などを実施しております。
また、投資家からの意見･要望などをもとに、内容の充実をはかっております。
4）対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役･経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の共有･活用をはかっております。
5）決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しております。
また、その他社内にインサイダー情報が発生する際には、インサイダー情報の登録台帳に関係者が署名し、情報管理の徹底をはかっております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社豊田自動織機	40,521,000	53.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,807,300	3.67
光通信株式会社	2,275,400	2.98
ＮＤＳ株式会社	2,072,259	2.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,735,200	2.27
いすゞ自動車株式会社	1,274,473	1.67
アイチコーポレーション従業員持株会	1,089,784	1.43
CGML PB CLIENT ACCOUNT／COLLATERAL (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	887,800	1.16
東京海上日動火災保険株式会社	867,568	1.14
愛協会	812,288	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	株式会社豊田自動織機 (上場:東京、名古屋) (コード) 6201

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主グループとの営業取引を行う場合には、少数株主の保護の観点から取引状況等の内容の適正性を第三者との取引条件と比較検討し、経済的合理性にかなう意思決定をしております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は株式会社豊田自動織機であり、当社の議決権の５３．１％を所有しております。
親会社の企業グループの中での当社の位置付けは、産業車両事業での特装車両の製造および販売を担当しており、親会社の従業員１名が当社の取締役に就任しております。
親会社との営業取引は、当社製品および部品の販売、部品の仕入を行っており、一般的取引条件と同様に価額決定がなされております。
また、親会社が運用する「キャッシュマネージメントサービス」に余剰資金の預け入れをしておりますが、預け入れ金利につきましては、市場金利を勘案した合理的な利息が設定されております。
当社の事業活動につきましては、経営情報の交換、親会社またはその企業グループとの連携を密にしておりますが、事業の棲み分けがなされており、事業活動上の制約はなく、現状、当社独自の経営判断を行っており、親会社からの独立性は十分に確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高月　重廣	他の会社の出身者											○
東上　清	他の会社の出身者											○
川西　拓人	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高月　重廣	○	○	―――	公認会計士の資格を持ち、会計監査および国際税務に関する豊富な知識と経験等を有し、社外取締役の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただいております。 また、東京証券取引所の上場管理などに関するガイドラインにおいて定められている独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

東上　清	○	○	―――	大手金融企業にて常務執行役員を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験および幅広い識見を有しており、社外取締役の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただいております。 また、東京証券取引所の上場管理などに関するガイドラインにおいて定められている独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
川西　拓人	○	○	弁護士　のぞみ総合法律事務所パートナー 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社スカラ社外監査役 株式会社FIS社外取締役	弁護士の資格を持ち、会社法務および金融関連業務に関する豊富な知識と経験等を有し、社外取締役の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただくとともに、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に貢献いただいております。 また、東京証券取引所の上場管理などに関するガイドラインにおいて定められている独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	0	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の下にスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助しております。スタッフの人事に関する事項の決定については、監査等委員会の事前の同意を得る体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（監査等委員会と会計監査人の連携状況）
監査等委員会は会計監査人より監査計画、各四半期・期末監査実施報告を聴取しております。期中には一定の会計監査に立会い、報告を受けております。また、必要に応じて、各種テーマにつき説明を求め懇談しております。
（監査等委員会と内部監査部門との連携状況）
監査等委員会は、内部監査部門の監査計画、監査実施状況について毎月報告を受け、意見交換しております。また、必要に応じて、各種テーマにつき監査状況等の報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

―

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点においては、当社における重要な関心事ではないためです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告に、役員報酬および賞与の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]
[原則3－1．情報開示の充実]
3．経営陣幹部・取締役の報酬決定　に記載のとおりです。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、内部監査部門より重要事項の伝達が行われております。また、監査等委員会の下にスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会を毎月開催することで、経営に関する重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行っております。さらに、会社経営などにおける豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を選任し、取締役会において、適宜意見・質問を受けるなど、社外取締役の監督機能を通して、客観的な観点からも、取締役会の意思決定および取締役の職務執行の適法性・妥当性を確保しています。
取締役会から委任された事項および経営に関する事項については業務執行取締役3名、執行役員、理事で構成される事業執行会議で決定し、執行状況を管理しております。また、事業執行会議に先立ち、人事、品質、生産、技術、販売などの各機能において課題を審議する機能会議や、中央安全衛生環境、収益改善、ＣＳＲ、投資、商品企画、情報開示などの特定事項を審議する委員会を設置し、それぞれの分野における重要事項やテーマについても、協議しております。
当社は機関設計として監査等委員会を採用し、4名の監査等委員である取締役の内3名は、会社法上の社外取締役であり、併せて東京証券取引所の上場規程上の独立役員として選任しております。監査等委員会は株主の負託を受けた独立の機関として、毎年、経営環境の変化や監査の実施状況を踏まえて、監査等委員会において監査方針・監査計画を策定しております。
監査等委員は、毎月開催される取締役会に出席し意見を述べるほか、取締役などから職務執行状況について報告を受け、必要に応じて業務執

行状況を、チェック・牽制を実施し、監査に努めています。また、毎月、開催する監査等委員会では監査実施状況などの情報を共有するとともに、重要事項を協議・決定しています。なお、監査等委員会を補助するスタッフを監査部に設置し、併せて同部が内部監査対応も担当することで監査等委員会の機能を十分、支援できていると判断しております。また、会計監査人とも連携し、監査機能の強化を図っております。
当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定め、当社は取締役会の決議を経て、全ての社外取締役と同法の賠償責任を限定する契約を締結しております。
なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、川原光爵および関根和昭であり、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士５名、会計士試験合格者１名、その他１６名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、経営監督体制が十分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案について十分な時間を設けて検討して頂くためであります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	証券取引所のホームページに招集通知（株主総会参考書類および計算書類を含む）の英訳版を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催（2回/年）しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信・アニュアルレポート等を掲載しております。　当社ホームページURL:https://www.aichi-corp.co.jp/	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では行動規範を制定し、株主・お客様・取引先・地域社会などの様々なステークホルダーとの良好な関係を維持するよう役職員に周知徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	豊田自動織機グループの一員として、環境対応を経営の最重要課題のひとつとして捉え、ＰＤＣＡのサイクルを着実にまわします。特に重要な課題として、地球温暖化の防止、資源生産性の向上、環境リスクの低減について優先的に取り組みます。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に基づき、内部統制の整備に取り組んでおります。

1．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
1）行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としている。
2）コンプライアンス担当取締役を置き、内部統制委員会およびリスク管理委員会のもと、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
3）監査部門（内部監査部門）および監査等委員会は、常時連携して、業務の監査結果を交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。
4）取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。
5）「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
取締役は、常時これらの文書を閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、リスク管理委員会を設置する。
2）リスク管理委員会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や機構を整備する。
有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
3）リスク管理委員会にて検討された内容は、内部統制委員会のフローに落とし込む仕組みとする。
4）監査部門（内部監査部門）は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントおよび監査等委員会に報告する。
5）適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。
6）適正な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
1）取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施している。
2）取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、執行役員および理事は、委任および指示された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能にしている。

5．株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けると共に、情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。
2）当社およびグループ各社における内部統制の体制は、内部統制委員会を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。
3）グループ企業に監査等委員を派遣し、監査範囲を業務監査を含めて実施し、当社の監査部門（内部監査部門）がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うとともに、早期の問題発見に努める。
4）当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、監査等委員会の同意の取得を必要としている。

7．当社およびグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告等に関する体制
監査等委員会の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査等委員の出席を得る体制としている。また、必要に応じた監査等委員の職務に要する費用を負担する。
取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査等委員会に対して報告し、報告者が報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。
1）事業執行会議で決議された事項。
2）当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
3）毎月の経営状況の重要な事項。
4）内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
5）重大な法令・定款違反。
6）その他コンプライアンス上重要な事項。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会に対して、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングを実施する機会および代表取締役、監査法人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を保証する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループ各社では、取締役・使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。
具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示に係る社内体制)
当社は適切な適時開示を行うため、情報取扱責任者(企画・管理部門統括取締役)が情報の収集および管理を行っております。
情報取扱責任者は、各情報を金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に基づいて開示の適否と開示内容について審査しております。適時開示につきましては、取締役会または取締役社長の承認の上、速やかに行っております。

コーポレート・ガバナンス体制

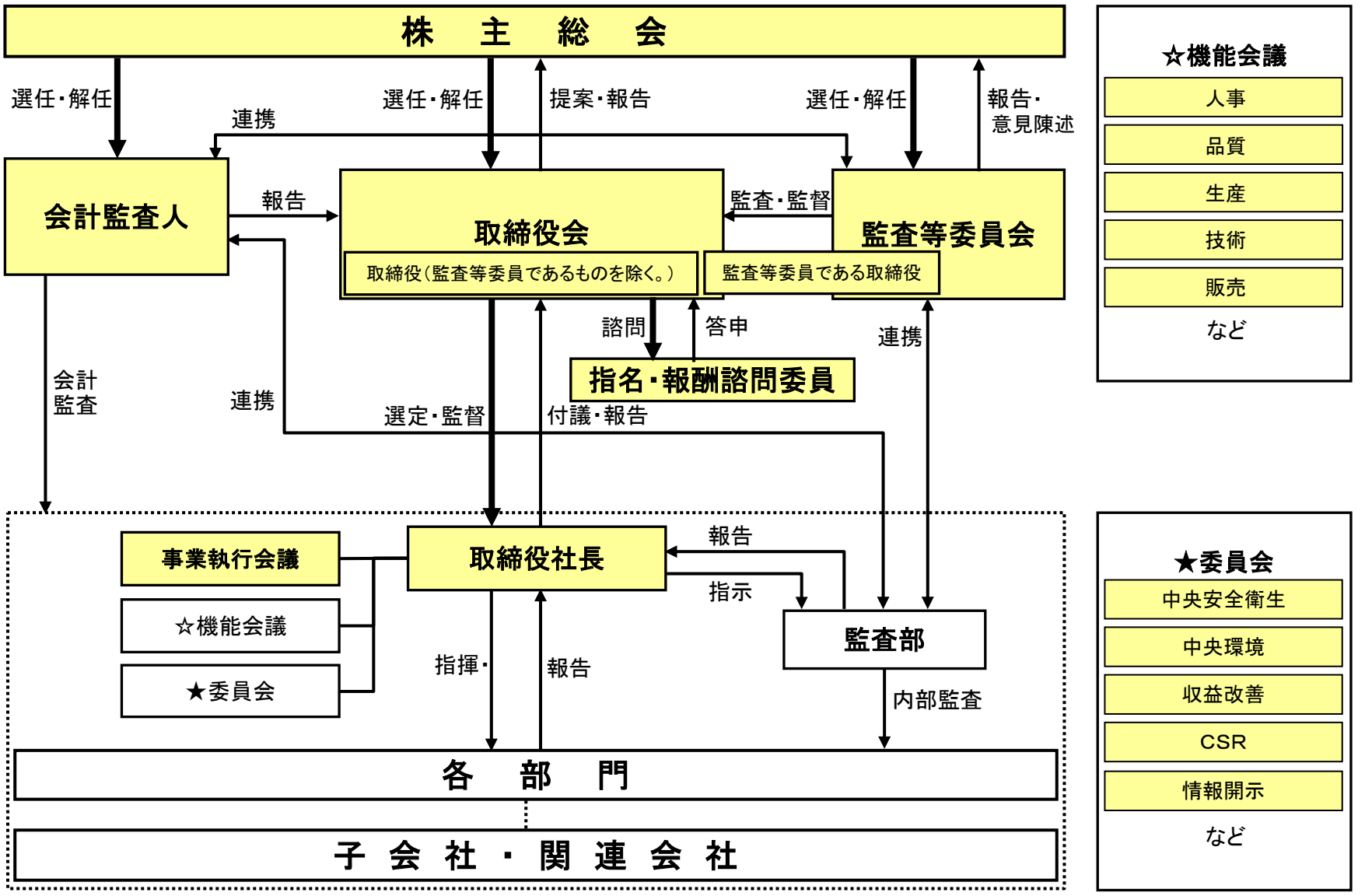

適時開示体制の模式図

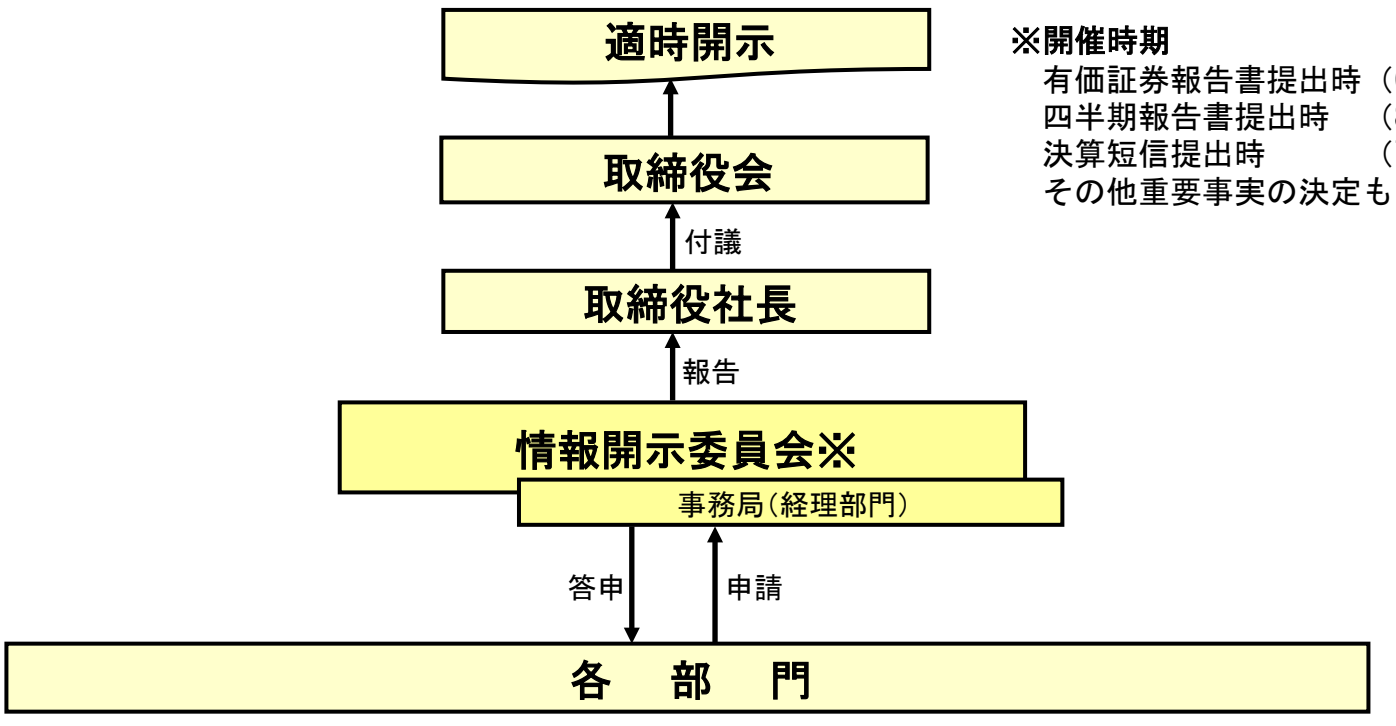

※開催時期

有価証券報告書提出時（6月）
四半期報告書提出時　（8月・11月・2月）
決算短信提出時　（7月・10月・1月・4月）
その他重要事実の決定もしくは発生時に随時開催